

別紙

指定管理者における個人情報の保護に関する特記事項

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定等による業務（以下「指定管理業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、指定管理業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

3 目的外利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるとき以外は、指定管理業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、指定管理業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 再委託の禁止又は制限

受注者は、指定管理業務を処理するための個人情報は自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

5 複写及び複製の禁止

受注者は、指定管理業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

6 提供資料等の返還義務

受注者は、指定管理業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 適正な管理

受注者は、指定管理業務を処理するに当たって知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 調査

発注者は、受注者が指定管理業務を処理するに当たって知り得た個人情報の管理状況について、随時調査することができる。

9 事故発生時における報告

受注者は、発注者と締結した協定等に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

10 指定の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が指定管理業務を処理するに当たって、この特記事項に違反していると認めたときは、指定の取消し及び損害賠償の請求をすることができる。